

請求書

本

公職選挙法第49条第2項の規定により、令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査、長崎県知事選挙及び長崎県議会議員補欠選挙において、次の現在する場所で郵便による不在者投票を行いたいので、同法施行令第59条の4第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

なお、長崎市から転出している場合には、引き続き長崎県の区域内に住所を有することの確認を申請します。

長崎市選挙管理委員会委員長 様

令和 年 月 日

- 【注意】 1 氏名欄の氏名は、必ず自分で書いてください。
2 投票用紙は「現在する場所」に郵送されますので、方書き等まではっきり書いてください。
3 この請求書と一緒に、郵便等投票証明書（原本）を必ず提出（同封）してください。

次の各項目に記入してください。

〒	一	連絡先の電話(携帯)番号 ()			
現在する場所 (投票用紙等 の送り先)	都 道 府 県	市 区 郡	町 村	丁目 番地 号	方
(アパート・マンション名等)					
選挙人名簿に 登録されて いる住 所	長崎市	町	番地	方	
		丁目	番	号	
(アパート・マンション名等)					
ふりがな			明治 大正 昭和 平成	年	月
氏 名		生年月日		月	日

- ◎ 選挙期日までに、候補者に次のような事情が生じた場合には、当該候補者への投票は無効となります。
なお、再度投票することはできません。
- 候補者が死亡したとき
 - 候補者届出が取り下げられたものとみなされたとき（公選法第91条第1項）
 - 候補者たることを辞したものとみなされたとき（公選法第91条第2項）
 - 候補者届出が却下されたとき（公選法第86条の4第9項）
 - 候補者が被選挙権を喪失したとき

[ここから下は選挙管理委員会が記入します]

処理簿	請求受付	月	日	午前	午後	時	分	請求区分	直接・郵便	区分	1・2
名簿対照者	交付日	月	日	受付日	月	日		受理受付者			